



発行 東京都

目次

告示

- 市街地再開発組合の解散認可……………(都市整備局市街地整備部再開発課)……………
- 市街地再開発組合の事業計画の変更認可……………(同)……………
- 市街地再開発組合の設立認可……………(同)……………
- 建築基準法による意見の聴取……………(都市整備局市街地建築部調整課)……………
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定(二件)……………(環境局環境改善部化学物質対策課)……………
- 都道の区域変更……………(建設局道路管理部路政課)……………
- 開発行為に関する工事完了……………(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課)……………

告示

●東京都告示第三百三十八号
都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第四十五条第四項の規定に基づき立川駅北口西地区市街地再開発組合の解散を認可したので、同条第六項の規定により告示す

る。

令和元年八月二十八日
東京都知事 小池 百合子

●東京都告示第三百三十九号
都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第三十八条第一項の規定に基づき神田練堀町地区市街地再開発組合の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第十九条第一項の規定により、次のように告示する。

令和元年八月二十八日
東京都知事 小池 百合子

- 一 組合の名称
神田練堀町地区市街地再開発組合
- 二 事業施行期間
平成二十七年六月二十三日から令和二年九月三十日まで
- 三 施行地区
千代田区神田練堀町及び神田松永町各地内
- 四 事務所の所在地及び設立認可の年月日
千代田区神田佐久間町一丁目十四番
平成二十七年六月二十三日
- 五 事業計画の変更の認可の年月日
令和元年八月二十八日

●東京都告示第三百四十号

都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第十一条第一項の規定に基づき渋谷二丁目17地区市街地再開発組

合の設立を認可したので、同法第十九条第一項の規定により、次のように告示する。

令和元年八月二十八日
東京都知事 小池 百合子

- 一 組合の名称
渋谷二丁目17地区市街地再開発組合
- 二 事業施行期間
令和元年八月二十八日から令和七年三月三十一日まで
- 三 施行地区
渋谷区渋谷二丁目地内
- 四 事務所の所在地
渋谷区渋谷二丁目十七番三号
- 五 設立認可の年月日
令和元年八月二十八日
- 六 事業年度
四月一日から翌年三月三十一日まで
- 七 公告の方法
事務所の掲示板に掲示し、特に必要があるときは官報に掲載してこれを行う。
- 八 権利変換を希望しない旨の申出をすることができる期限
令和元年九月二十六日

●東京都告示第三百四十一号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十八条第三項ただし書及び第十項ただし書の規定による許可申請があったので、同条第十五項の規定により、次のように公開による意見の聴取(以下「公聴会」という。)を行いま

す。

なお、公聴会で意見を述べようとする者は、当該公聴会の期日の三日前までに、知事に対し、意見の要旨並びに住所、氏名及び当該公聴会の事由となる処分についての利害関係を記した書面を提出してください。

令和元年八月二十八日

東京都知事 小 池 百合子

一 公聴会を行う日時 令和元年九月五日(木曜日)午後二時から

二 公聴会を行う場所 東京都庁第二本庁舎十階二〇九会議室

三 書面の提出先 新宿区西新宿二丁目八番一号

東京都都市整備局市街地建築部調整課審査担当(東京都庁第二本庁舎三階)

新宿区西新宿二丁目八番一号
電話〇三(五三八八)三三三七

四 公聴会を行う理由 次の建築許可をするため

(一)

建築主住 新宿区西新宿二丁目八番一号
所氏名 東京都

建築敷地 世田谷区駒沢公園六百八十二番二ほかの各一部

地域地区 第一種中高層住居専用地域、準防火地域及び十九メートル第二種高度地区

既存建築物の概要 申請の概要

工事種別 運動施設及び観覧場 増築
及び用途 (硬式野球場) 休憩所

敷地面積 約二五、二〇一平方メートル 増減なし

建築面積 約二、八七二平方メートル 約八五平方メートル

メートル

延べ面積 約六、三六四平方メートル 約八五平方メートル

メートル

構造及び階数 鉄筋コンクリート造 鉄骨造
一部鉄骨造ほか 地上二階

高さ 一七・三四メートル 四・六〇メートル

ほか

適用条文 建築基準法第四十八条第三項ただし書

(二)

建築主住 新宿区西新宿二丁目八番一号
所氏名 東京都

建築敷地 世田谷区駒沢公園六百八十二番二の一部

地域地区 第一種中高層住居専用地域、準防火地域及び十九メートル第二種高度地区

申請の概要

工事種別 新築
及び用途 公衆便所

敷地面積 約五五五平方メートル

建築面積 約六五五平方メートル

延べ面積 約五五五平方メートル

構造及び階数 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造
地上二階

高さ 四・三五メートル

適用条文 建築基準法第四十八条第三項ただし書

(三)

建築主住 港区六本木六丁目十番一号
所氏名 森ビル株式会社

建築敷地 港区虎ノ門二丁目百八番一

地域地区 商業地域、防火地域、都市再生特別地区(虎ノ門一・二丁目地区)、虎ノ門一・二丁目地区地区計画及び駐車場整備地区

申請の概要

工事種別 新築
及び用途 事務所、飲食店、物品販売業を営む店舗、サービス業を営む店舗、博物館(美術館)、集会場、ホテル及び自動車車庫ほか

敷地面積 約九、九〇八平方メートル

建築面積 約八、〇六一平方メートル

延べ面積 約二三八、四四二平方メートル

構造及び階数 鉄骨造一部鉄骨鉄筋コンクリート造及び鉄筋コンクリート造
地上四十九階地下四階

高さ 二六五・七五メートル

適用条文 建築基準法第四十八条第十項ただし書

●東京都告示第三百四十二号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和元年八月二十八日

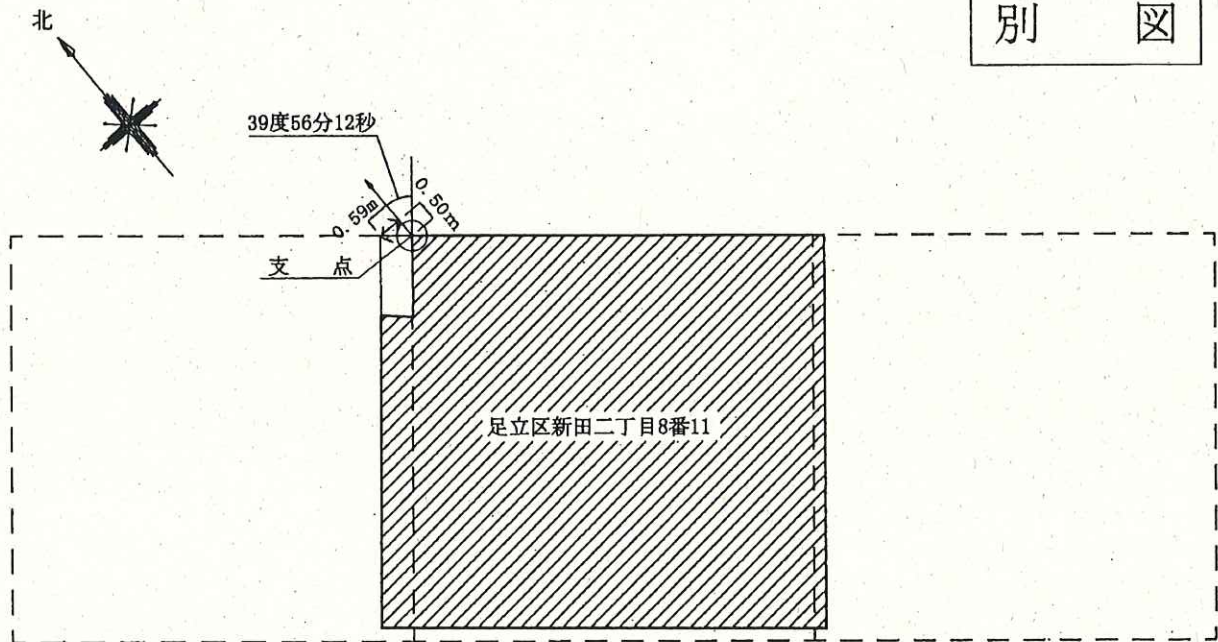
東京都知事 小 池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(足立区新田二丁目地内)

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 六価クロム化合物、鉛及びその化合物並びにほう素及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別 図



【支点】
 支点は、足立区新田二丁目8番11の最北端から真東へ0.59m、真南へ0.50mの地点とする。

【格子の回転角度(39度56分12秒)】
 格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

【凡例】
 - - : 単位区画
 — : 調査対象地
 — : 筆境界
 ▨ : 形質変更時要届出区域